

厚木市待機児童対策放課後児童クラブ施設運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における放課後児童健全育成事業の振興、放課後児童クラブ施設を運営する法人の経営の安定化及び入所児童の処遇の向上を図るため、放課後児童クラブ施設を運営する法人に対し、予算の範囲内において厚木市待機児童対策放課後児童クラブ施設運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、放課後児童クラブ施設とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に基づく事業を行う施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる法人は、市が公募する待機児童対策放課後児童クラブ施設整備・運営に係る法人募集要領（令和元年9月策定）に基づき放課後児童クラブ施設の整備・運営法人として選定され、かつ、決定された者とする

(補助額)

第4条 補助額は、別表に定める厚木市待機児童対策放課後児童クラブ施設運営費補助金交付基準により算出した額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、厚木市待機児童対策放課後児童クラブ施設運営費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、指定した期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 補助金交付申請額内訳書
- (2) 職員定数及び現員等調書
- (3) 収支予算書
- (4) 放課後児童支援員等処遇改善事業賃金改善計画書

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第6条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定通知を受けた後において、補助事業の計画を変更しようとするときは、厚木市待機児童対策放課後児童クラブ施設運営費補助事業変更承認申請書に補助金交付申請額内訳書その他変更の内容が分かる書類を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。

(概算払)

第7条 補助金は、次のとおり概算払により交付するものとする。ただし、前項の規定による変更の承認を受けた補助金の交付については、この限りでない。

区分	時期	割合
----	----	----

前期分	6月	補助金交付決定額の50パーセント
後期分	12月	補助金交付決定額の50パーセント
差額分	事業完了後	実績報告に基づく精算額

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする交付決定者は、請求書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、厚木市待機児童対策放課後児童クラブ施設運営費補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から30日以内に市長に報告しなければならない。

- (1) 補助金交付実績額内訳書
- (2) 収支決算書
- (3) 支援員等の名簿
- (4) 放課後児童支援員等処遇改善事業賃金改善実績報告書
- (5) 安定的な事業運営を継続して提供できるような物品の購入等に係る経費にあつては、対象経費に係る金額が分かる書類の写し
- (6) 補助金事後評価書

(書類の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月26日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

別表（第4条関係）

厚木市待機児童対策放課後児童クラブ施設運営費補助金交付基準

1 特定分

区分		補助対象経費	補助基準額	算定基準	
事務費	人件費	放課後児童支援員給与費	支援員の給与相当分の経費	各児童クラブの支援の単位に対する基準額 支援の単位1当たり 8,995,000円	補助基準額と当該年度における補助対象経費を比較していずれか少ない額
		補助員雇用費	補助員を雇用するための経費	各児童クラブの支援の単位に対する基準額 支援の単位1当たり 3,144,000円	補助基準額と当該年度における補助対象経費を比較していずれか少ない額
	基本管理費	施設運営に必要な次に掲げる経費 (1) 光熱水費 (2) 通信費 (3) 保険料 (4) 修繕費 (5) 備品購入費 (6) 広告料 (7) 借上料	各放課後児童クラブ施設の定員に対する基準額 支援の単位1当たり 968,000円	補助基準額と当該年度における補助対象経費を比較していずれか少ない額	

特別管理費		指導員（障がい児を受け入れるために必要な専門的な知識等を有する支援員又は補助員をいう。以下同じ。）を配置するための経費	指導員の配置に対する基準額 支援の単位1当たり 2,059,000円	<p>1 補助基準額と当該年度における補助対象経費を比較していずれか少ない額</p> <p>2 補助の対象となる障がい児は、小学校に就学する児童のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第5条第1項に規定する知事の認定を受けた児童(同法第6条の規定により所得による手当の支給を停止されている場合を含む。)</p> <p>(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた児童（(1)に該当する児童を除く。)</p> <p>(3) 療育手帳制度実施要綱(昭和56年5月30日付け障第106号)により療育手帳の交付を受けた児童（(1)に該当する児童を除く。)</p> <p>(4) (3)の児童と同程度の障がいをもつと児童相談所長又は医師が判定した児童</p>
建物賃借料		施設運営に必要な建物となる建物の賃借に要する経費	建物の賃借料に対する基準額 1施設当たり 2,700,000円	補助基準額と当該年度における補助対象経費を比較していずれか少ない額

送迎費	借上費	児童の送迎に要する経費	送迎用車両の借上料に対する基準額 1施設当たり 552,000円	補助基準額と当該年度における補助対象経費を比較していずれか少ない額
	燃料費		送迎用車両の燃料費に対する基準額 1施設当たり 536,000円	補助基準額と当該年度における補助対象経費を比較していずれか少ない額
	人件費		送迎用車両に係る運転手、付添人その他の職員の人件費に対する基準額 1施設当たり 1,505,000円	補助基準額と当該年度における補助対象経費を比較していずれか少ない額
駐車場借上料			1施設当たり 336,000円	補助基準額と当該年度における減免額の総額を比較していずれか少ない額
育成料減免費			育成料の減免分に対する基準額 1施設当たり 120,000円	補助基準額と当該年度における減免額の総額を比較していずれか少ない額

備考 支援の単位とは、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下であること。

2 その他分

対象経費	補助額	算出方法
放課後児童支援員等の処遇改善の実施に必要な経費	1支援の単位当たり @11,000円×賃金改善対象者×事業実施月数	※ 賃金改善対象者数とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1か月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1か月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。

3 事業継続支援事業費

対象経費	基準額	算出方法
安定的な事業運営を継続して提供できるような物品の購入等に係る経費	1 支援の単位当たり 50,000円	対象経費の実支出額と基準額の合計額を比較していずれか少ない方の額

備考 算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。